

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和8年1月21日

選挙管理委員会事務局

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会（1月）
開催日時	令和8年1月21日（水）午前10時00分から午前10時30分まで
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）
出席者の職・氏名	委員4名（細田委員長、加藤職務代理、金子委員、藤井委員） 事務局4名（小笠原局長、高橋局次長、三上係長、三井主任）
欠席者の職・氏名	なし
議題	衆議院議員総選挙関係 議案第1号 ポスター掲示場設置の場所の決定について 議案第2号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について 議案第3号 開票管理者の選任について（小選挙区） 議案第4号 開票管理者の選任について（比例代表） 議案第5号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区） 議案第6号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表） 議案第7号 投票所の指定について 議案第8号 期日前投票所の指定について 議案第9号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について 議案第10号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について 議案第11号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について 議案第12号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について 議案第13号 啓発宣伝計画の決定について
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会定例会次第</li> <li>・議案第1号 ポスター掲示場設置の場所の決定について</li> <li>・議案第1号 別紙一覧</li> <li>・議案第2号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について</li> <li>・議案第3号 開票管理者の選任について（小選挙区）</li> <li>・議案第4号 開票管理者の選任について（比例代表）</li> <li>・議案第5号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）</li> <li>・議案第6号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）</li> <li>・議案第7号 投票所の指定について</li> <li>・議案第8号 期日前投票所の指定について</li> <li>・議案第9号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について</li> <li>・議案第10号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について</li> <li>・議案第11号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について</li> <li>・議案第12号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について</li> <li>・議案第13号 啓発宣伝計画の決定について</li> <li>・衆議院議員総選挙における啓発について</li> </ul>
会議録の作成方針	■電磁的記録から文書に書き起こした全文記録

	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員  による確認	
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

改めまして、おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

御承知のとおり、去る19日、高市首相は23日召集の通常国会冒頭で、衆議院を解散し、衆議院選の日程は27日公示、2月8日投開票の日程となる旨、表明されましたので、当委員会もこの日程に沿ってまい進してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

それでは、日程に従いまして、日程3「会議録署名委員の指名」でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

分かりました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第1号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

それでは日程4、議題でございます。衆議院議員総選挙関係でございます。

「議案第1号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第1号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

こちら、区画数につきましては、前回参議院議員選挙と同様に、175か所ということで変更はございませんが、現場を確認したところ、一部形状が変わっているところがございますので、そ

の部分につきましては、位置の変更をしているところが数か所ございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは、これから採決いたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第2号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、「議案第2号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第2号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数は、8区画とすることについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第3号 開票管理者の選任について(小選挙区)

○細田委員長

「議案第3号 開票管理者の選任について(小選挙区)」を議題といたします。

これは、私の一身上のことでございますので、私は退席させていただいて、職務代理に議事をお願いいたします。

(細田委員長、退室)

○加藤職務代理

よろしいでしょうか。

しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○事務局・高橋局次長

議案第3号、開票管理者の選任について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市開票区の開票管理者としまして、細田委員長にお願いしようということで議案を上げさせていただいてございます。

以上でございます。

○加藤職務代理

ただいま説明がありましたが、何か御質疑ございますでしょうか。

(ありません、の声)

ほかにございませんか。

異議なしの声なので、御異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交代いたします。

よろしく申し上げます。

(細田委員長、入室)

◎ 4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第 4 号 開票管理者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に、「議案第 4 号 開票管理者の選任について（比例代表）」を議題といたします。

これは、加藤職務代理の一身上のことでございますので、地方自治法に基づいて退席をお願いいたします。

○加藤職務代理

分かりました。失礼いたします。

（加藤職務代理、退室）

○細田委員長

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第 4 号、開票管理者の選任について。

令和 8 年 2 月 8 日執行される見込みの衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市開票区の開票管理者としまして、加藤職務代理にお願いしようということで議案に上げさせていただきます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。よろしいですか。

（はい、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 4 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり承認されました。

（加藤職務代理者、入室）

◎ 4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第 5 号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）

○細田委員長

次に、「議案第 5 号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）」を議題といたします。

地方自治法に基づきまして、金子委員の退席をお願いいたします。

（金子委員、退席）

それでは、よろしいですか。

提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第 5 号、開票管理者の職務代理者の選任について。

令和 8 年 2 月 8 日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和 8 年 1 月 2 1 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市開票区といたしまして、金子委員にお願いしようということで議案に上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

（はい、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり承認されました。

（金子委員、入室）

◎ 4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第 6 号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に、「議案第6号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）」を議題といたします。

これは、藤井委員の一身上のことでございますので、地方自治法に基づきまして、藤井委員の退席をお願いいたします。

（藤井委員、退席）

提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第6号、開票管理者の職務代理者の選任について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市開票区といたしまして、藤井委員にお願いしようということで議案に上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

（はい、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認されました。

（藤井委員、入室）

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第7号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第7号 投票所の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第7号、投票所の指定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちら、投票区につきましては、第1投票区から第23投票区まででございます。

この夏の参議院議員選挙から、第6投票区につきましては、市民会館から従前の第六小学校の方に戻してございますが、今回も同様、第6投票区につきましては、第六小学校内ということで指定させていただくものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第8号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第8号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第8号、期日前投票所の指定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所といたしましては、朝霞市役所内と朝霞台出張所内でございます。

期日前投票所を設ける期間につきましては、いずれの場所におきましても公示日の翌日から選挙期日の前日までということで、予定どおり公示日が1月27日となった場合の期日前の投票期間につきましては、1月28日から2月7日ということになるものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第9号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第9号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第9号、在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所といたしましては、朝霞市役所内と朝霞台出張所内でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第9号につきまして、御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第10号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第10号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第10号、裁判官氏名等掲示の場所の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院議員総選挙の期日に行う最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官の氏名等掲示の場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

投票区名といたしましては、第1から第23投票区までございます。

掲示の場所につきましては、各投票区の投票所内ということで掲示をするものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第10号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第11号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第11号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第11号、公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法執行例第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前4日とすることについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

公示日が予定どおり1月27日となった場合、郵送開始期日とその4日前である1月23日というふうになるものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第11号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。4日前、23日です。

(はい、の声)

議案第11号について、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第12号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第12号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不

在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第12号、公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第65条の13の規定により読み替えて適用される第53条第1項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前4日とすることについて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、1月27日が公示日となった場合につきましては、こちら公示日前4日ということで、1月23日から郵送開始期日とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

これも、同じく1月23日ということで。

それでは、議案第12号につきまして、何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第13号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第13号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第13号、啓発宣伝計画の決定について。

令和8年2月8日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることにつ

いて議決を求める。

令和8年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次の別紙の方を御覧ください。

啓発の内容でございます。

上から順番に御説明申し上げます。

まず、「掲示」でございますが、懸垂幕2張、のぼり旗30本ということでございますが、非常に今回の選挙、タイトなスケジュールということもございまして、従前よりどうしても規模を小さくせざるを得ないということでございまして、こちらの方につきましては、できる限りの最大限の数ということで挙げさせていただいたものでございます。

続きまして、「文書」による啓発でございます。

「選挙の周知チラシ」といたしましては、投票所入場券に同封する予定でございます。発送日につきましては、現在、印刷会社の方に発注してございますが、納品され次第すぐに発送するという事で、予定としましては、1月30日金曜日に入場券の発送を予定してございます。

続きまして、2番でございますが、「選挙公報」でございます。こちらにつきましては、まず、市のホームページの方に、県の方から送られてきましたら直ちに掲載を予定してございます。

また、紙媒体での配布方法につきましては、各広報、従前どおり委託事業者の方に配布を依頼するものでございます。

配布期日につきましては、現在、県の方から納品の詳しい日程の方は来てございませんが、納品され次第、法律に定められた選挙日の2日前、2月6日金曜日までに完了する予定ということで計画をしております。

3番目、「啓発品」でございます。こちら、従前やっていたことではございますが、今回既に対応させていただいております。市内公民館6館及び児童館6館におきまして、合わせて塗り絵と付箋、各500個、およそ500個でございますが、配っております。

続きまして、4番「市ホームページ、ツイッター、メール配信」ということで、1月21日水曜日、本日でございますが、掲載する予定でございます。

続きまして、「口頭宣伝」でございます。

1番、「広報車による巡回」ということで、選挙公示日の翌日から選挙期日までの間、12日間、広報車により啓発テープを回して巡回する予定でございます。

2番目としましては、「防災行政無線による広報」ということで、期日前投票期間中、回数につきましては、今調整中でございます。あとは、選挙期日前日、1回。選挙期日、2回を予定してございます。

3番目としましては、「コミュニティFM」、こちらについては、期日前投票期間中ということで、

1月28日から2月7日までを予定してございます。

最後に、「街頭」啓発でございますが、明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会の合同での街頭啓発でございますが、場所につきましては、従来どおり朝霞駅と朝霞台・北朝霞駅前ということでございます。実施日につきましては、2月5日木曜日を予定してございます。

従来、時間につきましては夕方6時からということでやってございましたが、現在、冬の期間ということで、もうその時間は暗くなって非常に寒いということもございますので、今回につきましては、午後3時からということで計画をしているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、質疑ございますか。

○加藤職務代理

啓発、午後3時ですか。

○高橋局次長

はい。

○加藤職務代理

わかりました。

○細田委員長

よろしいですかね。

新しいことも入っているようでございますので、子供たちの風船とか塗り絵ですか。新規ですよね。

○高橋局次長

こちらについては、新規でございます。塗り絵と付箋。何かメモを貼るような紙でございます。たまたま、以前4市で作った啓発物資が手元に残ったのがございましたので、それを今回、急な選挙だったので、主に子供への啓発ということで配ったものでございます。

○金子委員

よろしいですか。2月5日、午後3時から啓発がございますよね。そうしますと、委員会が午後5時半からということ、ちょっとその間少し時間が。啓発は1時間ぐらいで終わりますよね。4時頃終わって、また一度家に戻らなくてはならないのかなと思ったりして。委員会が…。

○細田委員長

これは、どうですか。

○高橋局次長

大変恐縮でございますが、そのようになるかと思えます。ただ、5時半からの委員会でございますけれども、開票立会人のくじか選任なのですが、届出人が2人以下か11人以上の場合といったときだけ開催の方をさせていただくものです。よって、昨年も、開催した事例がございませんので、恐らく一度お帰りいただくということではなくて、委員会自体が恐らくないものとなると予想されます。

○金子委員

委員会自体がないということですね。

○高橋局次長

開催される可能性は低いものということで考えてございます。

○金子委員

分かりました。

○細田委員長

ほかに、何かございますか。よろしいですか。

○藤井委員

裁判官のあれって、1年2か月ぶりでしょ。

○細田委員長

そうです。

○藤井委員

裁判官、何人かいらっしゃるのですか。

○高橋局次長

今回は、お二人です。

○細田委員長

期間が短いから、二人ですね。

○高橋局次長

ということで、情報を得ています。

○藤井委員

2人信任。分かりました。

それから、2月5日、僕、研修会なので。

○細田委員長

いいですよ。大丈夫ですよ。

それでは、よければ質疑を終結いたします。

議案第13号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(はい、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり承認されました。

以上をもって、本日の議題は全部終了いたしました。

---

◎5 その他

○細田委員長

次に日程5、「その他」でございます。

何か委員の方からございますか。急な選挙でございましたけど。

よろしいですか。

それでは、事務局、何かございますか。

○事務局・高橋局次長

ございません。

---

◎6 閉会

○細田委員長

ないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

委員長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_